

単位互換に関する包括協定書についての覚書

協定書締結にあたり、下記の事項について合意するものとする。

記

1) 授業科目の範囲及び単位数

- ①各大学学生が履修できる授業科目は、この協定に参加する大学が提供する授業科目のうち、学生の所属する大学において認めたものとする。
- ②各大学学生が、当該学生の在学期間を通じて修得できる単位数は、学生の所属する大学において認められた単位以内とする。

2) 履修期間

単位互換履修生（特別聴講学生）の履修期間は、科目開設大学が指定した期間とする。

3) 学生数

科目開設大学が受け入れる学生数は、当該大学が決定するものとする。

4) 受け入れ手続

- ①他の大学に単位互換履修生（特別聴講学生）として出願を希望する学生は、定められた期日までに出願票を学生の所属する大学を通じて、受講を希望する科目開設大学に提出するものとする。
- ②科目開設大学は、必要に応じて選考を行ない受け入れ学生を決定する。
- ③科目開設大学は、選考の結果を受講を希望する学生の所属する大学を通して当該学生に通知する。

5) 単位認定試験の実施方法

受験上の取り決め及び追・再試験制度については、科目開設大学での規則に則って行なうものとする。

6) 成績評価及び単位授与の方法

単位互換履修生（特別聴講学生）が科目開設大学において履修した授業科目の成績の評価及び単位の認定については、科目開設大学学則の定めるところによるものとする。

7) 単位互換履修生（特別聴講学生）の扱い

単位互換履修生（特別聴講学生）が履修上必要な施設・設備の利用については、便宜を供与する。

8) 授業料等の扱い

単位互換履修生（特別聴講学生）の選考料及び授業料等は、徴収しない。演習・実習科目については、科目設置大学が定める額を必要に応じて徴収することができる。また、大学設置基準25条2項に規定する授業の方法の場合には有料とすることができる。

9) その他

本協定は、5年ごとに見直すものとする。この覚書に定めるもののほか、本協定の運営に関し必要な事項は、包括協定締結大学間の協議により定める。

附則

この覚書は、平成14年4月1日から施行する。

		(署名)	(押印)
名古屋大学	総長	松尾 稔	
愛知教育大学	学長	田原 賢一	
名古屋工業大学	学長	柳田 博明	
豊橋技術科学大学	学長	後藤 圭司	
愛知県立大学	学長	森 正夫	
愛知県立看護大学	学長	草刈 淳子	
愛知県立芸術大学	学長	島田 章三	
名古屋市立大学	学長	和田 義郎	
愛知大学	学長	武田 信照	
愛知医科大学	学長	加藤 延夫	
愛知学院大学	学長	小出 忠孝	
愛知学泉大学	学長	寺部 暁	
愛知工科大学	学長	太田 博	
愛知工業大学	学長	後藤 淳	
愛知産業大学	学長	内藤 昌	
愛知淑徳大学	学長	小林 素文	
愛知文教大学	学長	林 恵	
愛知みずほ大学	学長	松岡 力	
桜花学園大学	学長	湊 吉正	
金城学院大学	学長	戸田 安士	
椋山女学院	学長	武藤 泰敏	
大同工業大学	学長	澤岡 昭	

中京大学	学 長	小川 英次
中京女子大学	学 長	谷岡 郁子
中部大学	学 長	飯吉 厚夫
東海学園大学	学 長	村瀬 忠雄
同朋大学	学 長	沼波 政保
東邦学園大学	学 長	丸山 惠也
豊田工業大学	学 長	永澤 満
豊橋創造大学	学 長	鈴木 安昭
名古屋音楽大学	学 長	今榮 國晴
名古屋外国語大学	学 長	平井 俊彦
名古屋学院大学	学 長	木村 光伸
名古屋経済大学	学 長	末岡 熙章
名古屋芸術大学	学 長	大島 俊三
名古屋産業大学	学 長	伊藤 達雄
名古屋女子大学	学 長	越原 一郎
名古屋造形芸術大学	学 長	石黒 鏘二
名古屋文理大学	学 長	滝川 嘉彦
南山大学	学 長	ハンス ユーゲン・マルクス
日本福祉大学	学 長	諏訪 兼位
人間環境大学	学 長	竹市 明弘
藤田保健衛生大学	学 長	場嶋 慶直
名城大学	学 長	網中 政機